

# ご存知ですか？ 児童手当制度

**児童手当制度の目的**  
児童手当は、子育て家庭の生活安定と児童の健全な育成を目的とした制度です。児童を養育されている方に手当が支給されます。

**支給対象・支給額**

児童手当は小学校6年生までの児童を養育している方に支給されます。3歳未満の児童には月額10,000円、3歳以上の児童には第1子と第2子は月額5,000円、第3子以降の児童は、月額10,000円が支給されます。ただし、所得制限限度額表に定められた以上の所得があるときには、支給されません。



〈所得制限限度額表〉

扶養親族等の数	児童手当所得限度額	厚生年金等加入者の場合(特例による所得限度額)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円
6人以上	1人につき38万円ずつ加算	

老人扶養親族等がある場合は1人につき6万円を加算します。

※請求者となる方の平成19年中の合計所得から8万円を控除し、さらに雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除を受けた場合はそれぞれの額を控除した後の所得額が所得限度内となれば対象となります。  
※所得とは地方税法における市町村民税の対象となる所得をいいます(年間の総収入額ではありません)。

**新規に請求する方は認定請求書の提出を**  
支給対象に該当すれば、申請された翌月分からの支給となりますので、お子さんが生まれた時や、他市町村から転入された時はお早めに申請してください(自己申告制となります)。また、

所得制限限度額超過のために昨年度は手当を受けられなかった方でも、所得額、扶養親族数の変動等があった場合には今年度は該当となる場合がありますので、新たに認定請求を行うか、子育て支援課までお問い合わせください。  
※公務員の方は直接勤務先で申請してください。

**〈認定請求に必要な添付書類〉**

- ・請求者の銀行等(ゆうちょ銀行を除く)の口座番号の分かるもの。
- ・請求者の健康保険被保険者証等のおもて面のコピー(寄居町国民健康保険被保険者または国民年金加入者は必要ありません)
- ・児童手当所得証明書(今年1月2日以降に寄居町へ転入してきた方のみ必要です。1月1日現在の住所地の役所で証明書を発行してもらってください)
- ※その他、必要に応じて提出する書類があります(養育している児童と別居している場合など)。詳しくはお問い合わせください。

**その他の届出**

- 現在児童手当の受給者で、次のいずれかに該当される場合は印鑑を持参して、子育て支援課で手続をしてください。
- 出生により、養育する児童が増えたとき
- 受給者が児童を養育しなくなったとき
- 受給者が公務員になったとき
- 厚生年金等の加入者で特例により支給を受けている方が会社等を退職し、厚生年金等の資格がなくなったとき

お問い合わせ/子育て支援課(☎581・2121内線251・253)へ。

**ご協力ください！  
町内の小学校に「学校応援団」を組織します**

現在、県では、子どもの教育に関し、地域社会や家庭と学校の連携を強め、「社会総がかり」で子供を育てることが重要という観点から、地域や家庭が学校を支援する取組を推進しています。町でもこの取組を推進するため、町内全小学校を対象に「学校応援団」の組織づくりを今後進めます。

学校応援団とは、町内の小学校を地域の学校として再認識し、「元気な学校づくり」を進めることを目標とし、①学習支援(教員免許等有資格者・学習支援ボランティア・読み聞かせ等)、②安全安心の支援(登下校時のパトロール・子ども110番の家・通学路点検等)、③環境美化の支援(校庭の樹木剪定・遊具のペンキ塗り等)のために、地域の方や保護者などの方々にボランティアでご協力いただく活動組織です。活動による成果としては、「地域との交流により子どもの社会性が身に付く」、「学習に意欲的に取り組む」、「開かれた学校づくりが進む」、「学校内・登下校時等の安全安心の確保」などが期待できます。

この組織づくりのために、ご協力いただける方の登録を学校ごとに行いますので、趣旨にご賛同いただき多くの皆さんの登録をお願いします。また、学校と学校応援団の連絡・調整役として「ボランティアコーディネーター」の方が必要となりますので、あわせて募集します。年齢などは問いません。皆さんの申し込みをお待ちしています。

申し込み/各小学校(寄居小学校☎581・0102、桜沢小学校☎581・0131、用土小学校☎584・2004、折原小学校☎581・0328、鉢形小学校☎581・3300、男衾小学校☎582・0037)へ。

お問い合わせ/各小学校、教育委員会指導班(☎581・2121内線521)または教育総務課(☎581・2121内線510)へ。

**活字文書読上げ装置を設置しました！**



活字文書読上げ装置とは、音声コード(活字文書をコードに変換したもの)を読み取り、視覚に障害のある方でも理解できるように音声で再生する装置です。

活字文書読上げ装置は、健康福祉課(役場1階)、保健福祉総合センターおよび町立図書館に設置してありますので、ご活用ください。

なお、活字文書読上げ装置は、障害者(児)日常生活用具の給付種目となっており、給付対象者は、約1割負担で購入することができます。詳細は、健康福祉課にご相談ください。

お問い合わせ/健康福祉課(☎581・2121内線121・122・125)へ。

**庁舎2階身体障害者用トイレに  
オストメイト対応設備を設置しました！**



オストメイト(人工肛門や人工膀胱を保有する方)の方が安心して役場にお越しいただけるよう、庁舎2階に設置されている既存の身体障害者用トイレを一部

改修し、オストメイト対応設備(腹部の洗浄に必要な温水設備や下腹部を映す鏡)を兼ね備えたトイレにリニューアルしました。オストメイトの方は、遠慮なく役場2階トイレをご利用ください。

問い合わせ/健康福祉課(☎581・2121内線121・122・125)へ。



このマークが目印です

**行政の簡素化等に関する計画を公表します！**

町は水道事業、下水道事業について、行政の簡素化等に関する計画を策定し、総務大臣および財務大臣からその計画が行財政改革に資する内容であると承認されましたので公表します。

この計画の承認により、平成21年度までの特例措置として、政府資金による5%以上の高金利企業債の繰上償還が補償金を支払わずにできることとなりました。この繰上償還により将来の企業債利子負担が大幅に軽減されます。町ではこの計画を指針とし、両事業を進めていきます。

計画の概要 (百万円)

計画の名称	基本方針	経営改善額	繰上償還額	利子負担軽減額
寄居町水道事業経営健全化計画	企業誘致による有収水量の増量を達成する。人件費の抑制に引き続き努める。	228	550	164
寄居町公共下水道事業経営健全化計画	企業誘致による有収水量の増量および水消化率の向上による有収水量の増加を進める。徴収率を向上させ使用料収入を確保する。工事発注コストの削減を行い経営改善を進める。	615	643	232

※計画の本文は町公式ホームページに掲載してあります。

お問い合わせ/上下水道課(☎581・2121内線266)へ。

あなたも狙われています

悪質な訪問販売に

ご注意を！



消火器や住宅用火災警報器の悪質な訪問販売が多発しています。被害にあわれている方の多くは高齢の方で、特にひとり暮らしの方を狙って言葉たくみに売りつけます。「消防署の方から来ました。この火災警報器を付けなければいけません」とか、「消火器が5年過ぎています。新しい消火器と今すぐ交換しなければなりません」などと言って、売りつける場合が考えられます。

消防署などでは消火器や火災警報器などを売り歩くことはありません。決して悪質な訪問販売業者にだまされないようご注意ください。

もしだまされてしまったら、「クーリング・オフ制度」があり、場合によっては無条件で解約できることもあります。

「おかしいな」と思ったら消費生活相談窓口(☎048・2611・0999)に相談してください。お問い合わせ/深谷市消防本部予防課(☎571・0913)へ。